

芦屋市民会館（本館）ZEB化改修 実施設計等業務委託 提案依頼用仕様書

1 業務件名

芦屋市民会館（本館）ZEB化改修 実施設計等業務委託

2 業務場所

芦屋市業平町8番24号（芦屋市民会館）

3 業務の目的

本業務は、老朽化した空調設備の改修に併せて、芦屋市民会館（本館）をZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化し、温室効果ガス排出量の大幅な削減を図るものである。

4 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

5 業務内容

本業務の業務内容及び構成は以下のとおりとする。

（1）実施設計業務

ア）本業務は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）」の採択を受けて実施するため、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」に基づいた内容とすること。

イ）補助対象経費及び補助対象外経費の算出については、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）」の例を参考とし、補助対象経費と補助対象外経費が明確に分かるように設計書を作成すること。

ウ）実施設計の概算金額等の作成は、令和5年11月を目途に作成すること。

（2）建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）認証の取得業務

ア）（1）の結果を基に、建築物省エネルギー性能表示制度の第三者認証を行う機関へ申請を行い、「ZEB Ready」の認定を取得すること。

イ）BELS認証の取得は令和6年1月31日までに実施すること。

6 上限額

予定金額の上限額は、下記のとおりとする。

18,500,000円

※消費税及び地方消費税10%を含む

7 実施形式

公募型提案方式

8 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに本市に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

9 再委託

再委託は原則禁止とする。再委託する必要がある場合は、事前に再委託範囲及び内容並びに再委託先に関する情報を本市に提示し承認を得ること。

また、再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託において問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

10 支払方法

業務完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

11 法令等の遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、契約の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

12 その他

本提案依頼用仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が双方協議の上、決定する。

以上